

## (1) 個別避難計画の作成

近年の災害において多くの高齢者や障害者等が被災している。このため、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」（以下本節において「高齢者SWG」という。）の最終取りまとめ等において、自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である個別避難計画の作成を一層推進することにより、高齢者等の円滑かつ迅速な避難を図る必要があるとの指摘を受けた。そして、一部の市町村において作成が進められている個別避難計画について、全国的に作成を推進する観点から、個別避難計画の作成を市町村の努力義務とすることが適当とされた。

高齢者SWGからの提言を踏まえ、「災害対策基本法」が令和3年5月に改正・施行されたことを受け、市町村における個別避難計画の円滑な作成を推進するため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定・公表し、市町村が優先度が高いと判断する避難行動要支援者について、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたいことや個別避難計画の作成手順などを示した。

個別避難計画作成の所要経費については、令和3年度に新たに地方交付税措置を講ずることとされ、令和4年度においても引き続き講ずることとされている。

個別避難計画を作成する市町村により、災害の態様やハザードの状況、気候に加え、人口規模、年齢構成、避難所の確保状況など、地域の状況が異なり、個別避難計画の作成に当たって課題となる事柄は様々である。

このため、個別避難計画作成モデル事業を34市区町村及び18都府県のモデル団体において実施し、個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築して、全国の自治体に対し、計画作成のプロセス及びノウハウの共有を図った。

## 〈個別避難計画作成モデル事業の概要〉

- 実効性のある個別避難計画を作成する優良モデルの集積
  - ・地域ごとに多種多様な課題に対応して実効性のある個別避難計画を効率的・効果的に作成する優良モデルを集積する。
  - ・市町村に対して、個別避難計画作成に係る有識者が指導・助言等の支援を行い、福祉専門職や地域の専門家が参画するモデル事業を実施し、当該事業の下での一連の作成作業を通じて、効率的な作成プロセスの確立を目指す。
- 自治体間におけるノウハウ共有の場の提供
  - ・取組状況を共有する場や、お互いに相談できる意見交換の場を設け、得られた知見を効果的に全国の自治体に共有できる機会を提供する。
- 成果の普及
  - ・モデル事業で得られた知見をポータルサイト、成果発表会、報告書・事例集等により、全国の自治体に対する普及・啓発を行う。

出典：内閣府資料

**<令和3年度個別避難計画作成モデル事業報告書の概要>**

令和3年度において、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、ノウハウ共有ミーティングなどのお互いに相談できる意見交換の場を設け、モデル団体の取組状況や自治体間で得られた知見を効果的に共有していただくとともに、全国の自治体に優良事例を展開しながら事業を実施してきた。(モデル団体：34市区町村、18都府県)

**■個別避難計画作成に当たって重要な点**

- ・関係者と取組の必要性について認識を共有すること
- ・首長がリーダーシップを発揮すること
- ・行政は「住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する」こと
- ・計画作成のノウハウの共有、研修会の実施、難病患者等に関する情報共有の仕組みづくりなど都道府県が市町村の取組を支援すること
- ・できる取組から行うこと
- ・優先度の高い方は、関係者が一体となって、令和3年度から5年程度で作成できるよう取り組むこと
- ・優先度の高い方の作成と並行して、本人・地域記入の個別避難計画の作成を進めること
- ・防災や福祉の既存の体制・仕組みを活用すること(自主防災組織、社会福祉協議会など)
- ・計画作成を通じ、健康加齢者も含め「年をとっても大丈夫」という社会を皆でつくり、地域共生社会づくりにつなげること

**■個別避難計画作成の各ステップにおける留意点**

個別避難計画の作成に関する具体的な手順や内容は、自治体の状況に応じて柔軟に取り組むことが重要。

推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災部局と福祉部局が連携する体制を構築</li> <li>・庁内プロジェクトチームを設置 等</li> </ul>
計画作成の優先度の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あくまで早期に作成するための手段であり、迅速に進める 等</li> </ul>
福祉専門職の理解を得る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画作成の義務化も踏まえ、ケアマネ事業所等と積極的に連携 等</li> </ul>
自治会や自主防災組織など地域関係者の理解を得る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負担を分担して継続できる体制をつくる</li> <li>・行政の仕事の押し付けでなく、命を守る取組であることの啓発 等</li> </ul>
避難支援等実施者の候補者に協力打診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の個人に負担が集中することを防ぐ</li> <li>・地域で連携して避難支援ができるしくみづくりをする 等</li> </ul>
本人、関係者、市町村による計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災の関係者に加え福祉・医療関係者も参画して計画を作成 等</li> </ul>
実効性を確保する取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いざという時のために2階へ逃げるなど、できる避難訓練から始める 等</li> </ul>

■取組の種類ごとの留意点

<p>福祉避難所の確保や直接避難に関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入対象者を特定して公示できる制度を活用することにより、避難してくる人が分かり、施設から協力を得やすくなる</li> <li>・マッチングだけでなく、図上訓練等で実践する等</li> </ul>
<p>避難支援等実施者の確保に関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負担を減らす（できるだけ実施してもらうなど）</li> <li>・計画の中身を詰めていくと、避難支援等実施者にお願いすることが見えてきて、協力を得やすくなる</li> <li>・要支援者への支援は、未来の自分を助けること（住民啓発）等</li> </ul>
<p>地区防災計画との連携に関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区防災計画を議論することで、住民の要支援者への関心が高まり、個別避難計画の作成や支援への協力を得られやすくなる 等</li> </ul>



要支援者と関係者が避難支援等の調整を行う地域調整会議



危険箇所等を確認できる避難訓練

■個別避難計画をつくって良かったという避難行動要支援者の声

- 個別避難計画を作成することで、避難場所・避難経路について改めて確認することができ、危険箇所の把握ができた
- 避難所に行けることが分かって良かった
- 安心感が高まった
- 地域の人が気軽に声をかけてくれるようになって嬉しかった
- 避難時の持出品の整理など「自らできることも意識していきたい」

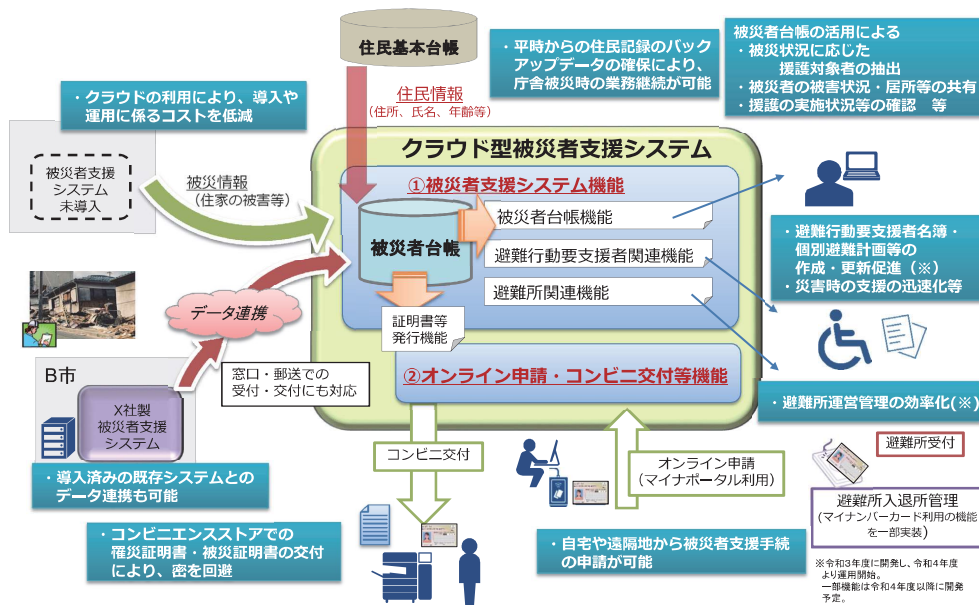
出典：内閣府資料

これらの取組により、避難行動要支援者の避難の実効性を確保し、個別避難計画の全国的な作成推進を図った。

(2) 被災者支援システムの構築等

内閣府において、平時からの個別避難計画の作成支援を始め、発災時には住基データをベースとした被災者台帳の作成、マイナンバーカードを活用した罹災証明書等のオンライン申請・コンビニ交付等が可能となる「クラウド型被災者支援システム」を令和3年度に開発し、自治体向けの説明会等を実施した。令和4年度からは、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において運用を開始する予定としている。

## クラウド型被災者支援システムの概要



出典：内閣府資料

また、被災者の円滑な生活再建を図るためには、被災者が抱える多様な課題が解決されるよう、一人ひとりの被災者の状況を丁寧に聞き、関係者が連携して必要な支援を行う取組である、いわゆる「災害ケースマネジメント」が重要である。

このため、内閣府では、令和3年度に防災基本計画において「国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。」との記載が追加されたことを踏まえ、当該取組が全国的に広がるよう、先進的な事例をまとめた取組事例集を作成・公表し、各自治体に共有した。

加えて、令和4年度には、全国の自治体が当該取組を実践できるよう、災害ケースマネジメントの標準的な取組手法をまとめた手引書を作成・公表し、各自治体に共有する予定である。

## 第2節 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策の検討

### (1) 検討の経緯

日本海溝・千島海溝沿いの海溝型地震に対する防災対策については「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」等に基づき政府全体で重点的に進めてきたところであるが、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」（平成23年9月28日）の提言を踏まえ、住民等の生命を守ることを最優先とし、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立するため、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定した対策の見直しを行った。

平成27年2月には「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会（以下本節において「モデル検討会」という。）」を内閣府に設置し、最大クラスの地震・津波による震度分布、津波高等の検討を行い、結果を令和2年4月に公表した。さらに、同月に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ（以下本節において「日本海溝・千島海溝WG」という。）」を防災対策実行会議の下に設置し、令和3年12月に最大クラスの地震・津波による人的・物的・経済的被害想定結果を、令和4年3月には被害想定に対する防災対策を取りまとめ公表した。